環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部改正について

令和８年６月
文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省

１．省令の題名及び趣旨

令和８年６月 30 日公布予定の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）は、環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）において環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称が「地方環境局」に改められ、同年７月１日から施行されることに伴い、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成 24 年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）の規定中、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改正するものである。

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本省令は、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

以　上